

国際税務の実務で目にする米国の税務書類

日本では、毎年事業主等により源泉徴収票や支払調書が発行されますが、米国でも同様の書類の作成が支払者に義務付けられています。今回は実務で目にする事の多い米国の税務書類についてそれぞれの概要をご紹介します。

1 Form W-2

Form W-2は、日本の源泉徴収票に当たるもので、雇用者が従業員に支払った給与や源泉徴収税額等の情報を提供するための税務書類です。雇用主は、従業員ごとに1年間の給与と税金等の金額を集計し、Form W-2に記載します。

Form W-2には、従業員の社会保障番号や連邦税の源泉徴収税額のほか、社会保険税、医療保険税などの情報も含まれます。従業員は、Form W-2を使って確定申告書を作成します。

2 Form 1099

Form 1099は、個人事業主等に支払われた報酬等を報告するための支払調書であり、サービス料、ロイヤリティ、賃貸収入等に関する情報を提供します。

Form 1099には、収入の合計額、源泉徴収税額、支払者と受取人の情報等が含まれ、個人事業主やフリーランサーは、Form 1099を受け取り、確定申告するために使用します。

以下、主なForm 1099の種類とそれぞれの概要を示します。

① Form 1099-NEC (Nonemployee Compensation)

Form 1099-NECは、個人事業主に支払われた報酬を報告するためのもので、年間600ドル以上対価が支払われた場合に発行されます。

② Form 1099-MISC (Miscellaneous Income)

Form 1099-MISCでは、独立契約者やフリーランサーに支払われたロイヤリティ、賞金、賃貸収入などが報告されます。

③ Form 1099-DIV (Dividends and Distributions)

Form 1099-DIVは、配当所得を報告するための書類です。株式や株式投資信託（ETF）などから受け取った配当収入等が記載されます。

他にも、Form 1099-INT（利子からの所得）、Form 1099-S（不動産売却取引からの所得）、Form 1099-R（年金や給付金からの所得）など、20種類ほどのForm 1099が存在し、支払われた所得の種類に応じて適切な書類が発行され、受取人や内国歳入庁（IRS）に報告されます。

3 Form 1042-S

Form 1042-Sは、米国で非居住者に支払われた収入を報告するための税務書類で、主に非米国民に支払われた米国を源泉とする所得、例えば外国人に支払われた給与や利息・配当、ロイヤリティなどが報告されます。

Form 1042-Sには、受取人の情報、支払われた所得の種類、源泉徴収税などが記載されます。受取人は、Form 1042-Sを使って必要に応じて所得を申告します。

実務上では、Form W-2 及びForm 1099は、主に外国人の申告の際に目にする事が多く、またForm 1042-Sは、海外取引を行う個人や法人に送付されることも多いと思われます。今後経済の国際化に伴いこれらの書類を目にする機会も増えるのではないのでしょうか。

（国際特別委員会委員 菊池 康弘）